見本

168-8505
杉並区高井戸　3-5-24

給付　剛　　　　　　　様

令和XX年XX月XX日
日 本 年 金 機 構

氏名変更のお知らせ

この度、住民基本台帳ネットワークから氏名変更情報が提供されたことに伴い、日本年金機構で管理しているお客様の年金記録上の氏名を、住民票上の氏名に合わせて変更しました。住民票上の氏名変更は、原則、お客様から市区町村へ届出いただいた内容（婚姻等による氏名変更の届出）または市区町村による氏名情報の更新※に基づいて行われます。

※令和７年５月以降、戸籍等への氏名の振り仮名記載が開始されており、令和８年５月２５日までに訂正の届出がない場合、市区町村から通知された振り仮名が戸籍等に記載されることとされています。

変更後の氏名のフリガナが年金振込先金融機関の口座名義と相違している場合、年金の振込ができなくなる場合がありますので、変更後の氏名をご確認いただき、以下の**〈お願い事項〉**のとおりご対応をお願いします。
なお、変更後の氏名が誤っている場合は、速やかにお住まいの市区町村において氏名訂正の手続きを行っていただき、お近くの年金事務所へご連絡ください。

基礎年金番号　：　XXXX－XXXXXX

変更前の氏名	ｷﾕｳﾌ ﾂﾖｼ 給付　剛
変更後の氏名	ｷﾕｳﾌ ﾀｹｼ 給付　剛

次回の年金支払日　：　令和XX年XX月XX日

※住民票上の氏名の一部に日本年金機構で対応できない漢字が含まれている場合には、カタカナのみで登録しております。
※氏名のフリガナの小文字【ャ、ュ、ョ、ッ】は大文字に変換して登録しております。

〈お願い事項〉

次回の年金支払日の前に、年金振込先金融機関に口座名義変更の要否をお問い合わせの上、必要に応じて、口座名義変更の手続きを行っていただくようお願いいたします。
詳細は、同封のリーフレットをご確認ください。

なお、上記手続きが遅れた場合、一時的に年金の振込ができなくなることがあります。その場合、口座名義変更の手続き終了後に再度振込をさせていただきますので、日本年金機構から別途送付される「年金の振込についての照会」（はがき）を必ずご返送の上、再振込までしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

お客様の年金記録上の氏名を変更しました

ポイント

住民基本台帳ネットワーク (住基ネット) から提供される氏名変更情報を活用して、**日本年金機構で管理している年金記録上の氏名を自動で変更**しています。

お願い事項

① 変更後の氏名のフリガナで年金の振込をいたしますので、次回の年金支払日の前までに金融機関へ口座名義変更の要否をお問い合わせの上、必要に応じて口座名義変更の手続きを行っていただくようお願いします。お手続きから口座名義変更まで数日かかりますので、お早めに金融機関へご連絡ください。氏名のフリガナが変更されていない方は、金融機関の口座名義変更の手続きは不要です。

② 年金証書の氏名を変更させていただきますので、同封の「年金証書引換届」をお近くの年金事務所へご提出ください（郵送でも受付いたします）。

年金事務所の所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

【検索又はURLを入力】

年金事務所

https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

【二次元コード】

③ 共済組合等から支給されている年金（基礎年金を除く。）や企業年金における氏名は自動で変更されません。別途、氏名変更の手続きが必要になりますので、年金を支給している共済組合等や企業年金へお問い合わせください。

留意事項

○ 受給権者の代わりに成年後見人等の口座を年金の振込先に指定している場合は、振込の宛名は変更されず、年金のお受け取りに影響はないため、口座名義変更の必要はありません。

○ このお知らせは年金が全額支給停止中である方にもお送りしています。
年金の支払開始後は、変更後の氏名のフリガナで年金が振り込まれます。

○ 現在、年金を担保にされている方は、新しい年金証書へ交換することができないため、「年金証書引換届」を提出する必要はありません。

【今後行っていただく手続き】→　　【完了している事務の流れ】- - →

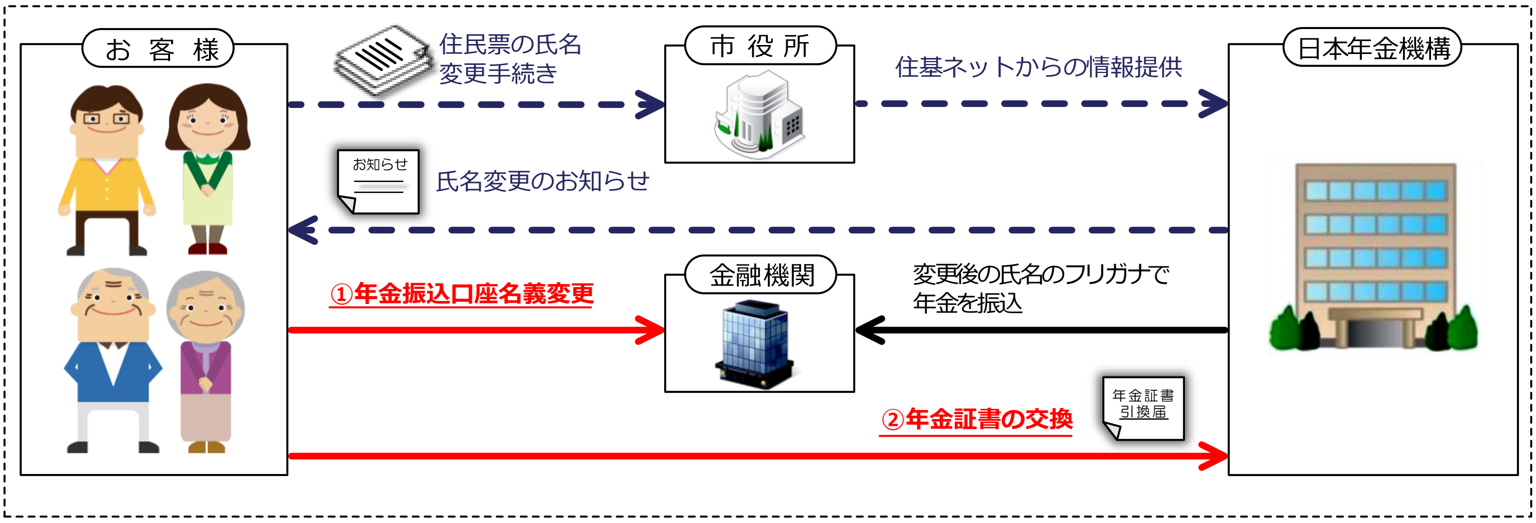

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service

遺族年金を受けている方へ

【戸籍や住民票の氏名の変更の手続きをされている方】

遺族年金の受給権者の方は、お近くの年金事務所で、氏名変更の理由によって、以下の①又は②のいずれかの手続きをお願いします（郵送でも受付いたします）。なお、２週間後までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まることがありますので、ご注意ください。

①「婚姻」又は「養子縁組」の場合 ⇒ 「遺族年金失権届」

②「婚姻」又は「養子縁組」以外の場合 ⇒ 「遺族年金受給権者氏名変更理由届」と氏名の変更の理由を明らかにできる書類（戸籍の抄本等）

(注)「養子縁組」は、直系血族又は直系姻族の養子となった場合を除きます。

【戸籍や住民票の氏名の変更の手続きをされていない方】

遺族年金に関する届書の提出は不要です。年金の支払いも継続します。

※日本年金機構への届書の提出は不要ですが、変更後の氏名のフリガナと年金振込先金融機関の口座名義（フリガナ）が一致していることをご確認ください。

よくあるご質問

Q1. すでに年金振込口座の名義を変更している場合は、何か手続きは必要ですか。

A1. お手続きがお済みの場合は、特に手続きは必要ありません。
なお、日本年金機構での氏名変更前に、金融機関での口座名義を変更されていると、氏名不一致のため一時的に年金の振込ができなくなる場合があります。その場合には、変更後の氏名で再振込を行いますが、再振込にはおおよそ１ヶ月程度の期間を要します。

Q2.「氏名変更のお知らせ」の通知を受けた後、年金の支払日までに口座の名義変更の手続きを行わず、年金が振り込まれませんでした。どうすればよいでしょうか。

A2. 金融機関で口座名義の変更手続きをしていただいた上で、日本年金機構から送付される「年金の振込についての照会」（はがき）に必要事項を記入してご返送ください。ご返送いただいた後、年金の再振込を行います。

Q3. 共済組合等から支給されている年金についても氏名変更届は不要となりますか。

A3. 共済組合等の情報は自動で変更されません。共済組合等から支給されている年金（基礎年金を除く。）については、別途、共済組合等へお手続きが必要ですので年金を支給している共済組合等へお問い合わせください。

年金のお問い合わせ、年金相談のご予約は、『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、**基礎年金番号、照会番号**またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

ねんきんダイヤル

ナビダイヤル®

０５７０ － ０５ － １１６５

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

０５０から始まる電話番号でおかけになる場合は（東京）０３-６７００-１１６５

受付時間

月曜日※1	８：３０～１９：００
火～金曜日	８：３０～１７：１５
第２土曜日※2	９：３０～１６：００

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで受け付けます。

※2 第２土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いにご注意ください

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。
- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

代理の方がおかけになる場合

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

○ お電話がつながりやすい時期
- 週の後半
- 月の後半
- 第２土曜日

△ お電話がつながりにくい時期
- 月曜日など休日明け
- お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度